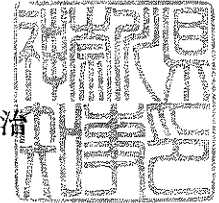


水第2118号  
令和4年3月14日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項、同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第16条第2項による許可の有効期間の短縮について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機 関の馬 力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かれい、こち、あずぎ、あなご、たちうお、しかに、しやこ、くるまえるまえび、なまこを目的とする手繰第2種漁業	1	15トン未満の申請のあった総トン数	80キロワット以下	東京内湾の神奈川県海面。ただし、次に掲げる海面を除く。 (1) ア、イ、ウ、エ及びアを順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区白帆 横浜ベイサイドマリ ーナ東側の防波護岸 天端海側東角から同防波護岸に沿って北へ20メートルの地点にある同防波護岸	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町に漁業根拠地※を有し、かつ、かれい、こち、あなご、たちうお、かに、しやこ、くるまえるまえび、なまこを目的とする手繰第2種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業者の受忍を受けている	ビームの長さは12メートル以下とする。	令和4年3月28日から同日から同日まで	許可日から令和5年8月31日まで





					崎突堤東南側付け 根、同突堤東南縁の 延長線上同突堤東南 側突端から沖合い 100メートルの点及 び同市鴨居観音崎灯 台中心点を順次結ん だ線と陸岸とによっ て囲まれた海面					
--	--	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項)により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ、あさり、がばい、あずまにしきを目的とする手練第3種漁業	1	15トンの申請があった総トン数	定めなし	共第1号共同漁業権の漁場の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (1)横須賀市走水旗山崎突端から200メートル以内の区域。ただし、い、ろ、基点及び横須賀市走水港北側防波堤北西端(陸側端)を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点 い 基点から真方位3.17度103メートルのところ ろ 基点から真方位64.95度53メートルのところ	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町に漁業根拠地*を有し、かつ、なまこ、あさり、がばい、あずまにしきを目的とする手練第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業者の受忍を受けている者	東京内湾で操業する場合には、桁の幅は4メートル以下とする。	令和4年3月28日から同日30日まで	許可日から令和8年6月25日まで

